

# 訪問系サービス

# 居宅介護

## ① 基本報酬の見直し

- ・経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

居宅介護サービス費	現行	見直し後
居宅における身体介護が中心である場合の【例】		
所要時間30分未満の場合	249単位	255単位
所要時間30分以上 1 時間未満の場合	393単位	402単位
所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	571単位	584単位
所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	652単位	666単位
所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	734単位	750単位
所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	815単位	833単位
所要時間3時間以上の場合	896単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数	916単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

※ 「通院等介護(身体介護を伴う場合)が中心である場合」、「家事援助が中心である場合」、「通院等介護(身体介護を伴わない場合)が中心である場合」、「通院等のための乗車又は降車の中心である場合」の基本報酬も見直す。

## ② 居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

- ・サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用される場合について更なる減算を行う。

《居宅介護職員初任者研修であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の評価の見直し》

### [現行]

居宅介護職員初任者研修課程修了者(「厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第548号)第6号の2)に定める者。以下同じ。)をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。



### [見直し後]

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算する。

# 重度訪問介護

## 運転中における駐停車時の緊急支援の評価

- ・ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

《移動介護緊急時支援加算【新設】》 240単位／日

利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

# 同行援護

## ① 基本報酬の見直し

- ・経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

同行援護サービス費	現行	見直し後
所要時間30分未満の場合	184単位	190単位
所要時間30分以上 1 時間未満の場合	292単位	300単位
所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	421単位	433単位
所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	485単位	498単位
所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	548単位	563単位
所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	611単位	628単位
所要時間 3 時間以上の場合	<u>674単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>63単位</u> を加算した単位数	<u>693単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>65単位</u> を加算した単位数

## ② 同行援護従業者要件の経過措置の延長

- ・同行援護従業者の要件のうち、**盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置**について
    - 同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、
    - 盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること
- 等も踏まえて、**令和5年度末まで延長**する。

# 行動援護

## ① 基本報酬の見直し

- ・経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

行動援護サービス費	現行	見直し後
所要時間30分未満の場合	255単位	258単位
所要時間30分以上 1 時間未満の場合	403単位	407単位
所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	587単位	592単位
所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	735単位	741単位
所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	884単位	891単位
所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	1,032単位	1,040単位
所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	1,182単位	1,191単位
所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	1,330単位	1,340単位
所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	1,480単位	1,491単位
所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	1,628単位	1,641単位
所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	1,777単位	1,791単位
所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	1,925単位	1,940単位
所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	2,075単位	2,091単位
所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	2,223単位	2,240単位
所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	2,373単位	2,391単位
所要時間 7 時間30分以上の場合	2,520単位	2,540単位

## ② 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

・行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」(実務者研修修了者)等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、

- 従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の終了予定がないことや、
- 障害福祉人材の確保が困難である状況

等を踏まえて、新たに資格を取得するものを除き当該経過措置を令和5年度末まで延長し、同研修課程を当該期間までに終了させる。

重度障害者等包括支援

## 対象者要件の見直し

- ・調査研究等において把握された実態を踏まえ、支援を必要とするものに対して一律にサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合にも対象となるよう要件を緩和する。

### 《対象要件の見直し》

#### [現行]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」の「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定



#### [見直し後]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定